

**適用除外(3)** 禁止物件→表示不可、禁止地域→表示可、禁止展望広告物等→表示不可、許可申請は不要(条10-②)

C. 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置するもの

D. 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で  
下の表に適合するもの

区分	禁止地域	許可地域
表示内容	催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項(商品名を除く)を表示するものであること	
表示期間	開催される日の5日前から終了日まで	
表示方法	のぼり及び旗は、道路の路肩から5m以内に設置する場合には、相互の間隔を5m以上とすること(設置が3本以下の場合はこの限りではない)	
(例) 講演会の開催案内、お祭りで表示するのぼり など		

E. 人、動物、車両、船舶、航空機等に表示されるもの

F. 地方公共団体が設置する公共掲示板に適法に表示されるもの

G. 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で下の表に適合するもの

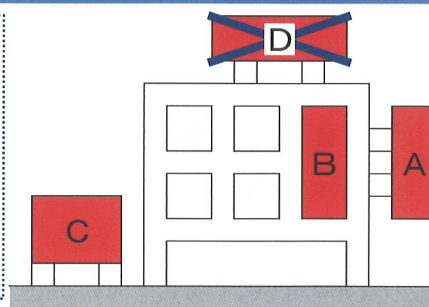
区分	禁止地域	許可地域
表示内容	①周囲の景観と調和したものであること ②宣伝の用に供されないものであること	
表示期間	工事期間中に限り表示されるものであること	
(例) 工事現場の仮囲いに表示するもの(宣伝にはならない内容) など		

**適用除外(4)** 禁止物件→表示不可、禁止地域→表示可、禁止展望広告物等→表示不可、許可申請が必要(条10-③)

A. 自家用広告物で「適用除外(3)-A」に該当しないもの

B. 道標、案内図板その他公共的目的をもったもの若しくは公衆の利便に供することを目的とするもの

自家用広告物の表示面積の合計  
 $A+B+C \leq 50 \text{ m}^2$   
 ※すべて敷地内  
 ※屋上広告物は表示不可



**適用除外(5)** 禁止物件→表示不可、禁止地域→表示不可、禁止展望広告物等→表示不可、許可申請は不要(条10-⑤)

A. 表示又は設置の期間が5日以内のもの(管理者の住所・氏名、広告物等の表示期間を明示)



## 5. 表示できる屋外広告物の基準（許可基準）

屋外広告物には、「①すべての屋外広告物に関する基準である『共通基準』と「②屋外広告物の種類ごとに異なる『個別基準』」の2つの許可基準があります。市内で屋外広告物を表示する場合、共通基準と個別基準の両方を満たした内容でなければ表示することはできません。

### ① 共通基準（すべての屋外広告物に関する基準）

(1)	周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあっては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が当該景観と調和したものであること
(2)	裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること
(3)	電飾装備を有する広告物等にあっては、昼間においても美観風致を害しないものであること
(4)	投光器その他照明装置を使用する広告物等にあっては、漏れ光及び光の性質に関する配慮等がなされたものであること
(5)	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないものであること
(6)	松山市景観計画に定められた屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合すること

#### 【松山市景観計画の区域内に表示する広告物等について】

松山市は地域性豊かな松山らしい景観を形成するため「松山市景観計画」を策定し、中心市街地や道後温泉本館周辺など、地域の特色に応じた制限事項などを定めています。この計画の中には屋外広告物に関する制限もあり、

**この制限に適合するものでなければ広告物の許可等を行うことができません。**

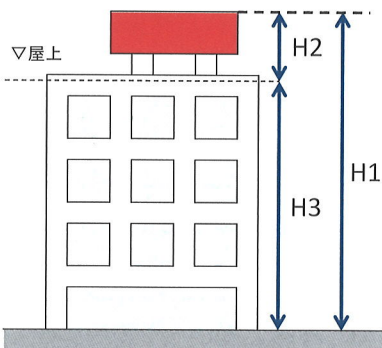
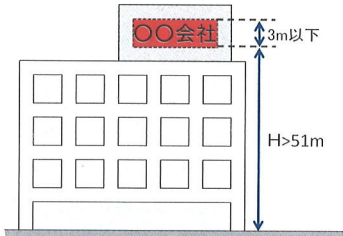
景観計画区域内で広告物の表示を検討される場合は、景観計画の確認をお願いします。

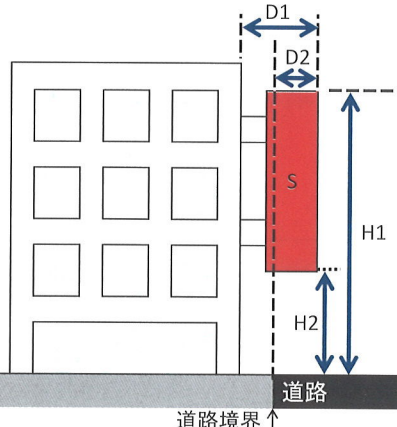
◎詳しい内容は市のHPから『松山市景観計画』を確認してください。



## ② 個別基準（種類ごとに異なる基準）

### 【建物利用広告物】

A. 屋上広告物	許可地域		禁止地域	
	自家用 <sup>※1</sup>	自家用以外	自家用	自家用以外
	<input type="checkbox"/> $H1 \leq 51m$ <input type="checkbox"/> $H2 \leq 15m$ かつ $H2 \leq H3 \times 2/3$ <input type="checkbox"/> 建築物の壁面の延長面から突き出さない		<b>禁止</b>	
	H1：地上から広告物の上端までの高さ H2：広告物自体の高さ H3：地上から広告物を設置する箇所までの高さ			
※1) 自家用で51m以上を超える高さに表示する場合はさらに次の要件を満たすこと				
	<input type="checkbox"/> 屋上構造物の壁面に文字、数字又は商標を縦3m以下の箱文字により表示 <input type="checkbox"/> ネオン管を使用していない <input type="checkbox"/> 広告物の照明は、点滅しない <input type="checkbox"/> 51mを超えて表示する広告物等が1壁面に1個まで			

B. 突出し広告物	許可地域		禁止地域	
	自家用	自家用以外	自家用 <sup>※1</sup>	自家用以外
	<input type="checkbox"/> $S \leq 20 m^2$ <input type="checkbox"/> $D1 \leq 1.5m$ <input type="checkbox"/> $D2 < 1m$ <input type="checkbox"/> $H1 \leq 51m$		<b>禁止</b>	
	<input type="checkbox"/> (道路上/歩車道区別なし) $H2 \geq 4.5m$ <input type="checkbox"/> (道路上/歩車道区別あり) $H2 \geq 2.5m$ <input type="checkbox"/> 1壁面に2列まで (0.5 m <sup>2</sup> 以下のものは除く) <input type="checkbox"/> 建築物の上端から突き出さない <input type="checkbox"/> 同じ列に設置するものは出幅を揃える			
※1) 禁止地域-自家用の場合はさらに次の要件を満たすこと				
S：表示面積（1面あたり） D1：壁面からの出幅 D2：道路境界からの出幅 H1：地上から広告物の上端までの高さ H2：道路面から広告物の下端までの高さ	<input type="checkbox"/> 1事業所等当たりの表示合計面積が50 m <sup>2</sup> 以下 <input type="checkbox"/> ネオン管・回転灯は使用しない <input type="checkbox"/> 照明は点滅しない <input type="checkbox"/> 地色にけばけばしい色・暗色を使用しない <input type="checkbox"/> 表示面積の1/2を超えて、けばけばしい色を使用しない			